

(仮 訳)

プレス・リリース

2010年 12月 16日
バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会がバーゼルⅢテキスト及び 定量的影響度調査の結果を公表

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は本日、バーゼルⅢテキストを公表した。これは、中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループによって合意され、11月のソウル・サミットにおいてG20首脳によって承認された銀行の自己資本と流動性に係る国際的な基準の詳細を示すものである。バーゼル委はまた、包括的な定量的影響度調査(QIS)の結果を公表した。

バーゼル委の議長を務めるウェリンク・オランダ中央銀行総裁は、バーゼルⅢの枠組みは「金融の安定の維持に役立ち、持続的な経済成長を促進する画期的な成果である。より高い資本水準は、国際的な流動性の枠組みと合わせて、将来の銀行危機の可能性とその厳しさの程度を著しく低下させるであろう」と述べた。また、ウェリンク議長は、「バーゼル委は、これらの改革によって、2009年9月にピッツバーグ・サミットにおいてG20首脳が定めた国際的に活動する銀行に関する改革の課題を達成したことになる」と付言した。

テキストはバーゼルⅢの枠組みの詳細を示すものであり、ミクロ健全性とマクロ健全性の双方の要素を取り扱うものである。この枠組みは、より高水準でかつ質の良い資本、より良いリスク捕捉、リスク・ベース規制の補完としてのレバレッジ比率やストレス時に取り崩し可能な資本の積上げを促進する手段の導入、そして、二つの国際的な流動性基準の導入を定めるものである。

移行と実施

バーゼル委は、バーゼルⅢの枠組みの厳格で一貫したグローバルな実施を確保するためのプロセスを導入した。各基準は、銀行セクターが経済への貸出をサポートしつつ、より高い自己資本と流動性の基準に移行することができるよう、段階的に実施される。

レバレッジ比率に関して、バーゼル委は、提案されている枠組み及び水準が信用サイクル全体にわたり、また、異なるビジネス・モデルにおいても適切なものであるかどうかを評価するため、移行期間(transition period)を活用する。試行期間(parallel run

period)の結果を踏まえ、適切な検証と水準調整に基づき、2018年1月1日から第1の柱の下での取扱いに移行することを視野に入れつつ、最終的な調整を2017年前半に行う。

流動性カバレッジ比率(LCR)と安定調達比率(NSFR)は共に観察期間に委ねられ、意図せざる影響を是正していくための見直し条項が盛り込まれる。

定量的影響度調査(QIS)の結果

バーゼル委は本日、「包括的な定量的影響度調査の結果」を公表した。バーゼル委は、2009年7月に公表された自己資本基準と、2009年12月に公表されたバーゼルⅢの自己資本及び流動性に関する提案の影響を評価するために、包括的QISの作業を行った。QISの作業には、23の加盟国・地域から合計263行の銀行が参加した。これは、94のグループ1銀行(すなわち、Tier1資本が30億ユーロ超であり、業務が十分に多角化しており、国際的に活動する銀行)及び169のグループ2銀行(すなわち、その他の全ての銀行)を含む。

このQISは、控除項目の段階的適用やグランドファザリングの措置(既存の取扱いを一定期間認める措置)といった、あらゆる移行措置を考慮していない。代わりに、提示された推計値は、2009年末時点のデータに基づき、バーゼルⅢの最終パッケージの完全実施を想定している。その時点以降また将来における銀行の収益性や行動による対応、例えば銀行の自己資本やバランスシートの構成の変更等について何も仮定していない。このような理由から、QISの結果は、業界見通しとは比較可能ではなく、こうした業界見通しは予測に基づき、影響を軽減させるための経営上の行動を考慮する傾向があり、情報が公に入手可能ではない場合にはアナリストの予測を織り込んでいる。

資本及びリスク・アセットの定義に関する全ての変更の影響を含め、2009年12月31日時点での完全実施を仮定すると、グループ1銀行の普通株等Tier1比率(CET1)の平均は、4.5%の新しい最低基準に対して、5.7%だった。グループ2銀行については、CET1比率の平均は7.8%だった。サンプル内の全てのグループ1銀行が4.5%の新しいCET1比率を達成するには、追加的な所要自己資本は1650億ユーロと推計される。グループ2銀行については、その額は80億ユーロである。

4.5%の最低水準および2.5%の資本保全バッファの両方を含む、7%のCET1水準と比較すると、2009年末時点でグループ1銀行は全体で5770億ユーロ不足していたらとバーゼル委は推計した。参考までに、サンプル内の銀行の2009年の税引後配当前利益の合計は、2090億ユーロであった。CET1比率が7%未満のグループ2銀行は、追加で250億ユーロが必要であったらと推計される。グループ2銀行の2009年の税引後配当前利益の合計は、200億ユーロであった。2009年末以降、株式発行及び利益の内部留保を通じて、銀行は普通株自己資本の水準を引き上げ続けている。

バーゼル委は、また、流動性基準の推定される影響度を評価した。銀行が流動性リスク属性や調達構造に関して何の変更も行わない場合に、2009年末時点では

- グループ1銀行のLCR平均は83%、グループ2銀行の平均は98%であった。
- グループ1銀行のNSFR平均は93%、グループ2銀行の平均は103%であった。

銀行は、各々の基準の観察期間後の修正を反映した上で、2015年迄にLCR指標を、2018年迄にNSFR指標を満たすことになる。100%の必要最低水準を下回る銀行は、例えば調達期間を長期化するとか、ストレス期における流動性リスクに最も脆弱となるビジネスモデルを再構築することで、達成可能となる。一つの指標における不足額の減少がもう一つの指標の不足額の減少に繋がる可能性があるため、LCRとNSFRの不足額を加算することは出来ないことに留意が必要である。

ウェリンク議長は、「バーゼルⅢの自己資本及び流動性に係る基準は、徐々に銀行システムにおける質の高い資本の水準を引き上げ、流動性バッファを増やし、不安定な資金調達構造を減らすだろう。移行期間により、銀行には、経済・金融面のショックに対する金融システムの守りを増やしつつ、健全な経済回復と統合的な方法で新基準に移行するのに十分な時間が与えられるだろう」と述べた。彼はまた、流動性基準に関し、「我々は、流動性指標のための観察期間を利用してその枠組みや水準が正しいか、銀行セクターやより広範なシステムのレベルにおいて意図せざる影響がないかを確認する」と付言した。

バーゼル委と金融安定理事会(FSB)は、移行期間中のバーゼルⅢ改革の経済への影響を分析するマクロ経済影響度評価グループ(MAG)の改訂された報告書を公表する予定である。この改訂された報告書と別途のプレス・リリースが数日中に公表される予定である。

バーゼル委はまた、バーゼルⅢテキストに示されている要件を補完するものとして、「カウンターシクリカルな(景気連動抑制的な)自己資本バッファを運用する各国当局のためのガイダンス」を本日公表した。カウンターシクリカルな自己資本バッファの枠組みの主要な目的は、システム全体にわたるリスクの積み上げに関連することが多かった信用供与の過剰な拡大期から銀行セクターを保護するという、より広いマクロ健全性目標を達成することである。本文書は、各国当局に指針を提供することに加え、銀行が、自身が信用エクスポージャーを有する国・地域におけるバッファの決定を理解し予測することに役立つだろう。

バーゼル委は、FSBと緊密に連携して、システム上重要な銀行及びコンティンジェント・キャピタルに関する更なる作業を進めている。バーゼル委はまた、数日中に、銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課に関する市中協議文書を公表

する予定である。

バーゼル銀行監督委員会について

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することに取り組んでいる。委員会のメンバーは、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。バーゼル委のオブザーバーは、欧州銀行監督委員会、欧州中央銀行、欧州委員会、金融安定研究所及び国際通貨基金である。